

## 八尾市告示第559号

八尾市立学校プリンタ更新機器の賃貸借について、一般競争入札を行うので、  
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び八尾市財務規則  
(昭和39年八尾市規則第33号。以下「規則」という。) 第104条の規定により  
次のとおり公告する。

令和7年12月22日

八尾市長 山本桂右

### 記

#### 1 入札に付すべき事項

- (1) 件名 八尾市立学校プリンタ更新機器の賃貸借
- (2) 賃貸借内容 仕様書に定めるとおり。
- (3) 賃貸借期間 令和8年2月1日から令和13年1月31日まで

#### 2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 令和7年度八尾市競争入札参加資格者名簿（物品、委託・役務等）（以下「入札参加資格者名簿」という。）において、取扱業種が「リース・レンタル」で登録されていること。
- (2) 令和5年度以降に、国、地方公共団体、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人、国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人又は地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人と本件入札に係る業務と種類及び規模をほぼ同じくする業務の契約を2回以上締結し、かつ、これらを全て履行した実績を有していること。
- (3) 大阪府の区域内に本社、支社、営業所又は事業所等を有していること。
- (4) 公告の日から入札参加資格審査申請受付締切の日までの間において、八尾市入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置（以下「入札参加停止措置」という。）、本件入札に係る業務に関連する法令に基づく営業停止処

分（以下「営業停止処分」という。）及び八尾市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等排除措置（以下「入札等排除措置」という。）を受けていないこと。

- (5) 八尾市暴力団排除条例（平成25年八尾市条例第20号）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）でないこと。

### 3 入札参加資格審査申請書等

公告の日から入札参加資格審査申請受付締切の日までの間に本市のホームページに入札参加資格審査申請書、契約実績報告書及びその他必要書類の様式等を掲載するので、これらをダウンロードすること。

ホームページのURL <https://www.city.yao.osaka.jp/>

### 4 仕様書

仕様書については、入札に参加を希望する者であって、電子メールにより仕様書を希望する者に対し、電子データにより配付する。

- (1) 申込受付期間 公告の日から令和8年1月5日午後4時まで

- (2) 申込先 八尾市教育委員会事務局教育センター

電子メールアドレス [joho@sch.city.yao.osaka.jp](mailto:joho@sch.city.yao.osaka.jp)

- (3) 申込方法 電子メールの本文に「会社名」、「会社の所在地」、「担当者名」及び「入札参加資格者名簿の登録番号」を必ず記載すること。

### 5 入札参加資格審査申請手続

- (1) 入札に参加を希望する者は、次に掲げる入札参加資格審査申請書類（以下「申請書類」という。）を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。

ア 入札参加資格審査申請書

イ 契約実績報告書及びこれを証明する契約書又は取引証明書等の写し

- (2) 申請書類は、入札参加資格審査申請受付期間内に受付場所に持参又は郵送により提出しなければならない。

- (3) 申請書類を郵送により提出する場合は、次の方法によること。

ア 申請書類は、一般書留郵便、簡易書留郵便又は特定記録郵便のいずれ

かの方法により郵送すること。

イ 申請書類は、受付期間内に到達するように郵送すること。ただし、受付期間内の郵便局の受領日付が封筒に表示されたものは、受付期間内に到達したものとする。

## 6 入札参加資格審査申請受付

(1) 受付期間 公告の日から令和8年1月5日までの日（日曜日、土曜日及び令和7年12月29日から令和8年1月2日までの日を除く。）の午前9時30分から正午まで及び午後1時から午後4時まで

(2) 受付場所 八尾市水越二丁目117番地  
八尾市教育センターA棟1階 執務室

## 7 入札参加資格の審査及び通知

申請書類により入札参加資格を審査し、入札参加資格を認められなかつた者に対しては、理由を付して通知する。

## 8 仕様書に対する質問及び回答

(1) 仕様書に対する質問は、質問書様式を用いて電子メールにより行うこととし、その他の方法によるものは、一切受け付けない。なお、質問を行う場合は、受信確認のための電話連絡を行うこと。

ア 質問受付期間 公告の日から令和8年1月5日午後4時まで

イ 問合せ先 4(2)のとおり。

ウ 電話連絡先 072-943-5785（直通）

(2) 受け付けた質問及びその回答は、入札参加資格を認められた全ての者に対して、令和8年1月7日に電子メールにより通知する。

## 9 入札に参加することができない者

(1) 入札参加資格審査申請受付締切から入札執行時までの間において、入札参加停止措置、営業停止処分又は入札等排除措置を受けている者

(2) 入札参加資格審査申請受付期間内に申請をしなかつた者又は入札参加資格を認められなかつた者

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号）の適用申請をした者で、当該法律に基づく裁

判所からの更生手続開始決定がされていないもの

- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用申請をした者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていないもの

10 契約条項を示す場所

八尾市水越二丁目117番地

八尾市教育センターA棟1階 執務室

11 入札保証金

規則第106条に規定する入札保証金は、規則第108条各号のいずれかに該当する場合はその全部又は一部を免除する。ただし、入札保証金の納付を免除された場合において、落札者が契約を締結しないときは、違約金として落札金額（1年当たりの契約金額に換算した金額）の100分の3に相当する金額を徴収するものとする。

12 入札執行の日時及び場所

- (1) 日時 令和8年1月13日（火）午後3時00分

- (2) 場所 八尾市本町一丁目1番1号

八尾市役所本館4階 入札室

13 入札の中止等

建設工事等競争入札心得第5条に定めるところによる。

14 落札者の決定

- (1) 予定価格の範囲内で最低の価格で入札した者を落札者とする。ただし、次のいずれかに該当すると本市が判断した場合は、落札者とならないことがある。

ア 当該入札価格では契約の内容に適合した履行がされないおそれがあること。

イ その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがあつて著しく不適当であること。

- (2) 落札となるべき同価の入札をした者の数が2以上であるときは、くじにより落札者を決定する。

15 入札の無効

規則第111条各号のいずれか又は建設工事等競争入札心得第7条各号のい

ずれかに該当する入札及び虚偽の申請を行った者のした入札は、無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消す。

## 16 契約の締結

開札日から契約締結日までの間において、落札者が入札参加停止措置、営業停止処分若しくは入札等排除措置を受けている場合又は暴力団員若しくは暴力団密接関係者に該当すると認められる場合は、契約を締結しない。この場合において、本市は一切の責めを負わず、及び落札者が入札保証金の納付を免除された者であるときは、違約金として落札金額（1年当たりの契約金額に換算した金額）の100分の3に相当する金額を徴収するものとする。

## 17 支払方法

### (1) 納入業者への支払

落札者は、八尾市立学校プリンタ更新機器（以下「調達機器」という。）の納入業者に対し、令和8年2月末日までに全額を一括で支払うこと。

### (2) 賃貸借料の支払

本市における落札者に対する賃貸借料の支払は、毎月払とする。

### (3) 賃貸借期間満了後における機器の取扱い

落札者は、賃貸借期間満了後、調達機器を本市に無償で譲渡するものとする。

## 18 その他

### (1) 入札参加人数は、1事業者1人とする。

### (2) 入札に参加する者の数が1の場合であっても、入札は行うものとする。

## 19 問合せ先

八尾市水越二丁目117番地

八尾市教育委員会事務局教育センター

電話 072-943-5785（直通）

電子メールアドレス joho@sch.city.yao.osaka.jp